

# 男鹿市障害者優先調達対象者の登録について

本市が発注する物品供給及び役務提供の見積りに参加を希望する事業者は、優先調達対象者登録申請書を提出してください。申請は随時受け付けています。

障害者優先調達対象者として登録を受けた事業所等は、男鹿市の各部署が障害者就労施設等から調達を行う際の業者選定対象となります。

※発注等を約束するものではありませんのでご了承ください。

## 1. 対象となる契約について

男鹿市が発注する物品供給及び役務提供のうち、随意契約できる場合に契約を締結するものとします。

※上記以外の一般の入札や見積りに参加を希望する場合は、男鹿市入札参加資格審査申請が必要となります。

## 2. 障害者優先調達対象者について

市内の事業所を有する、次のいずれかに該当する者

- (1) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設等（就労継続支援事業所、生活介護事業所等）
- (2) 障害者基本法により費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

## 3. 申請手続き

男鹿市からの受注を希望する事業者は、必要書類を提出してください。

### ●中小企業者【上記（1）・（2）に該当】

優先調達対象者登録申請書（様式第1号）

障害者雇用状況計算書（様式第3号）

### ●在宅就業障害者・在宅就業支援団体【上記（3）に該当】

優先調達対象者登録申請書（様式第2号）

## 4. 名簿への登録・有効期限

申請内容の審査を行い、適正と認める場合は優先調達対象者登録名簿へ登録し、公表を希望される場合はホームページに掲載します。登録に関する有効期限は、登録されてから優先調達に係る事業を廃止する間とします。登録内容に変更が生じた際は、速やかにお知らせください。

<提出・問い合わせ先>

〒010-0595

男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

男鹿市福祉課 福祉班

TEL : 0185-24-9120

FAX : 0185-32-3955